

公立保育園における保育業務支援システムの運用に係る通信回線等の
運用保守業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和 8 年 7 月 2 9 日

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

公立保育園における保育業務支援システムの運用に係る通信回線等の運用保守業務

(2) 業務内容

別紙「公立保育園における保育業務支援システムの運用に係る通信回線等の運用保守業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 履行期間

ア 業務準備期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

※ 契約締結日は事業者提案を基に協議し、決定する。

イ 業務期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日

(4) 概算事業費

365,179,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む（税率 10%）。）以内

ア 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで 1,878,000 円以内

イ 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで 75,757,000 円以内

ウ 令和 10 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで 各年度 71,886,000 円以内

(5) 事業担当課

広島市こども未来局幼保企画課

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号（本庁舎 3 階）

（令和 8 年 8 月 17 日以降は、広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号（北庁舎 6 階））

電 話：082-504-2153（直通）

F A X：082-504-2255

E-mail：ko-hoiku@city.hiroshima.lg.jp

2 公募型プロポーザル応募資格

本企画提案に参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和 62 年 11 月 1 日施行）第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第 2 条第 2 項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第 2 条第 3 項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第 4 項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第 2 条第 5 項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 広島市競争入札参加資格の「令和 8・9・10 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピューター関連）」に登録されている者であること。
 - イ アに該当しない場合は、以下の要件の全てを満たしている者であること。
 - (ア) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
 - (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (7) プライバシーマーク又は ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (8) 本業務の公募の日から過去 5 年以内に、国又は地方公共団体、教育機関もしくは医療機関が発注者となっている、閉域網（モバイル閉域網、広域イーサネット、IP-VPN 等）を用いたネットワーク構築又は運用保守業務を行った実績を有すること。
- (9) 共同企業体により参加する場合は、次の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を構成する全ての者が(1)から(7)までの要件を満たしていること。
 - イ 代表構成員が(8)に規定する実績を有していること。
 - ウ 共同企業体の構成員は、本企画提案において同時に他の共同企業体の構成員となることはできない。
 - エ 共同企業体の構成員は、単独事業者として本企画提案に参加することはできない。
 - オ 本企画提案に単独事業者として参加した者は、同時に共同企業体の構成員として参加することはできない。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 資料等の配布

広島市ホームページ内の「プロポーザル・コンペの案件情報」ページにおいて配布する。ただし、ダウンロードできない等の事情により、これにより難しい場合は次により配布する。

ア 配布場所

上記 1 (5)の事業担当課

イ 配布期間

公示日から令和 8 年 8 月 24 日 (月) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (土曜日、日曜日、祝日及び 8 月 6 日 (木) を除く。)

(2) 応募資格の確認

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、応募資格確認申請書及び必要な添付書類を提出し、応募資格の確認を受けなければならない。確認の結果、応募資格を有すると確認された者に限り、提案書を提出することができる。

ア 提出場所

上記 1 (5)の事業担当課

イ 提出期限

令和 8 年 8 月 24 日 (月) 午後 5 時 15 分まで

※ 期限後の提出は受け付けない。

ウ 提出方法

(ア) 事業担当課に直接提出

(イ) 配達証明書付き書留郵便による郵送

※ 発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。なお、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、複数の事業者で構成する共同企業体として応募する場合は、構成する全ての事業者に係る書類を提出すること。

エ 結果の通知

審査後、速やかに書面にて通知する。

(3) 質問の受付及び回答

ア 提出場所

上記 1 (5)の事業担当課

イ 提出期限

令和 8 年 8 月 17 日 (月) 午後 5 時 15 分まで

ウ 提出方法

質問書を作成し、電子メールにて提出すること。

エ 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページ（上記 3 (1)資料等の配布ページと同様）に掲載する。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出場所

上記 1 (5)の事業担当課

イ 提出期限

令和 8 年 9 月 7 日（月） 午後 5 時 15 分まで

※ 期限後の提出は受け付けない。

ウ 提出方法

(ア) 事業担当課に直接提出

(イ) 配達証明書付き書留郵便による郵送

※ 発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

4 受託候補者の特定

(1) 審査方法

企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「公立保育園における保育業務支援システムの運用に係る通信回線等の運用保守業務プロポーザル審査委員会」において審査し、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として特定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低基準（得点総計の 6 割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。

(2) 評価基準

別紙「公立保育園における保育業務支援システムの運用に係る通信回線等の運用保守業務に係る受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。

5 その他

(1) 本プロポーザル手続において用いる言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本円とする。

(2) 次に掲げる応募は、無効とする。

ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募

イ 提案書等に虚偽の記載をした者又はその他不正の行為をした者がした応募

(3) その他

公募型プロポーザル説明書による。